

わかりやすい、住みよいまちづくりを!

2月22日から 新しい住居表示

実施後は新住所で表示しましょう。

山荘町、黒鳥町及び東阪本町の各一部が、令和3年2月22日(月)から「山荘町一丁目、二丁目、三丁目」となり、新しい住居表示制度を実施します。

目次	●新しい住所の表し方	1
	●新しい住所の決め方	2
	●本籍と不動産の表示にご注意を	3
	●住居表示通知書について	3
	●住所変更手続きが必要ないもの	4
	●住所変更の手続きについて	5・6
	●郵便局からのお願い	7

みなさんが現在使っている「〇〇(町)〇〇番地」で住所を表す方法は、町の境界が入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいないことや、同一地番にたくさんの家が建っていることなどで、郵便配達や訪問者にもわかりにくく、お互いの日常生活や経済活動でいろいろと不便な場合があります。

本市では、このような不便をなくすため「住居表示に関する法律」に基づき、番地にかえて順序よく番号をつけて住所を表す方法によって、だれもがわかりやすいまちづくりをめざして、新しい住居表示の実施を進めています。

新しい住所の表し方

令和3年2月22日(月)から、あなたの住所の表し方が、本日お届けした通知書のとおりにかわります。

現在の住所は「〇〇町〇〇番地」という表し方をしていますが、新しい住所は次のとおり、「町名」と「街区符号」「住居番号」で表します。

一般家屋の場合

和泉市 山荘町〇丁目 〇番 〇号
町名 街区符号 住居番号

例えば…

実施前…和泉市 山荘町100番地の1

実施後…和泉市 山荘町一丁目1番10号

団地・中高層建物の場合

和泉市 山荘町〇丁目 〇番 〇-〇号
町名 街区符号 住居番号

例えば…

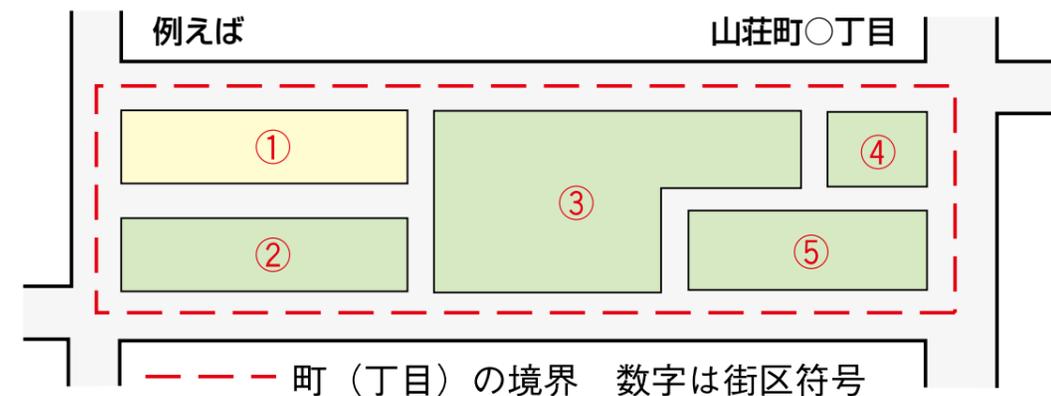
実施前…和泉市 山荘町100番地の1 イズミヒル101号

実施後…和泉市 山荘町一丁目1番10-101号

新しい住所の決め方

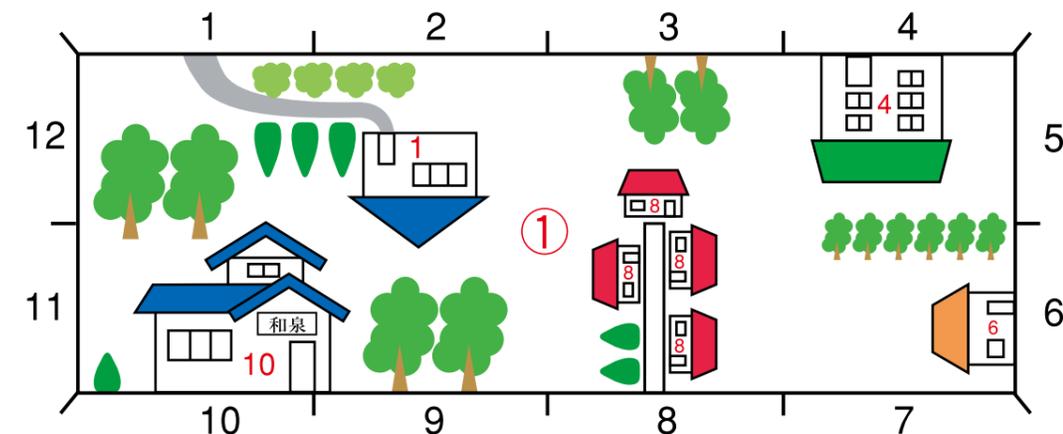
街区の決め方

- 1.街区は、町（丁目）を道路や河川などで区切り、小さく区分してつくります。
- 2.1.の街区に街区符号を順序よくつけます。



住居番号の決め方

- 1.街区の周囲を図面上で概ね10メートル間隔に区切り、右回りに番号（基礎番号）をつけます。
- 2.建物の主な出入口に接する基礎番号を、その建物の住居番号とします。



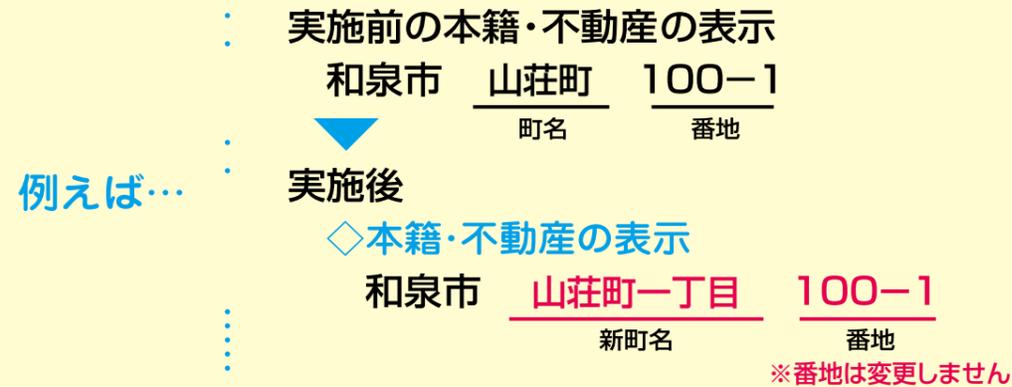
例：和泉さんの住所は、
山荘町〇丁目1番10号となります。

1番街区 1~12は基礎番号
1~10は住居番号

注) 住居番号は上記のように建物の出入口の位置によって決めるのが基本ですが、宅地が等間隔で整然と区画されている街区については、宅地の区画にあわせて住居番号を付けているところもあります。

本籍と不動産(土地・建物)の表示にご注意を

本日お届けした「通知書」に記載しています新しい住居表示による「○番○号」は、新住所を表すときに使用し、本籍と不動産表示については、今までどおり番地を使用します。



本籍の表示が変更となる人には、令和3年2月22日以降に別途本籍変更の通知書を市から郵送します。なお、通知書は戸籍単位で送付しますので、通知書に氏名の記載がない人は、本籍の表示に変更はありません。土地の分合筆等で、本籍の土地地番がすでに存在しない場合、本籍は変更しません。

～お知らせ～

令和3年5月にお送りする固定資産税の納税通知書においては、令和3年1月1日時点の不動産の表示で記載するため、旧町名での不動産表示となります。

住居表示通知書について

同封の通知書は、住所変更があったことを証明するものとして、住居表示実施後の各種手続きの際に使用でき、使用期限はありません。通知書が足りなくなったときは、「証明書」として無料で追加発行することができます。

<証明書の発行窓口>

市役所 都市政策室・市民室
和泉シティプラザ出張所

※証明書を発行できるのは、2月22日以降です。

通 知 書	
<small>住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定により、あなたの住居等について次のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。</small>	
氏名・名称又は施設の名 称	和泉 太郎 みほん
住(居)所 施設の場所 の 表 示	実施前 和泉市山荘町100番地 実施後 和泉市山荘町一丁目1番1号
実 施 期 日	令和3年2月22日 令和3年1月*日
和泉市長 	

住所変更手続きが必要ないもの

◆ 手続きが必要ないもの、そのまま使用しても支障のないもの

種 類	備 考
住民票	市が職権で書きかえます
本籍	
印鑑登録証明書	
国民健康保険被保険者証	そのまま使用しても支障ありません
介護保険被保険者証	
後期高齢者医療被保険者証	
こども医療証	
ひとり親家庭医療証	
重度障がい者医療証	
老人医療(一部負担金相当額等一部助成)証	
年金手帳	市と年金事務所との連携で書きかえます
国民年金(基礎年金)、厚生年金	
ただし、次の人は確認を行ってください。 ・ 共済年金の人(各共済組合へ確認) ・ 国民年金・厚生年金の人で住居表示実施後も旧表示のまま通知等が届き続ける場合 (日本年金機構 堺西年金事務所 TEL 072-243-7900 へ確認)	
パスポート	手続きの必要はありません
図書館カード	そのまま使用しても支障ありません
不動産の登記簿の表題部(土地の名称・所在地)	法務局が職権で書きかえます
水道	市が職権で書きかえます
大阪ガス	事業者からの問合せに市が対応します
関西電力	
N T T	

住所変更の手続きについて

これらの手続きは、**令和3年2月22日以降** に行ってください。

◆ ご自身で手続きが必要となる主なもの

種類	該当者	申請・届出先	提出書類など	手続きの時期	費用
1 マイナンバーカード 住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	お持ちの人	市役所 市民室 TEL 0725-99-8117 TEL 0725-99-8118 和泉シティプラザ出張所 TEL 0725-57-6610	お持ちのカード (詳細については同封のチラシをご覧ください)	早めに (2月22日以降)	無料
2 自動車運転免許証	お持ちの人	大阪府下の運転免許試験場及び警察署 光明池試験場 TEL 0725-56-1881 和泉警察署 TEL 0725-46-1234 (和泉警察署は混雑するため、なるべく試験場や他の警察署をご利用ください。)	・住居表示通知書 ・本籍の表示が変わった人は本籍変更の通知書 注2) ・運転免許証		
3 金融機関	口座などをお持ちの人	各金融機関窓口 (郵送で手続き可能な場合もあります)	・住居表示通知書 ・通帳・届出印 ・本人確認書類	期限なし (おおむね2年以内に) 注1)	
4 各種クレジットカード 携帯電話 各種保険 など	お持ちの人	カード会社、携帯電話会社、保険会社へ電話等	カード会社、携帯電話会社、保険会社にご確認		
5 お勤め先 学校(私立学校、高校、大学、専門学校など)	会社等にお勤めの人 和泉市立以外の学校に在学中の人	お勤め先 私立学校、高校、大学、専門学校など	お勤め先、各種学校にご確認ください	早めに	

お手続きの時期について

手続きの時期が「早めに」となっているものも、急がず感染症の流行が落ち着いている時期にお手続きください。
住居表示実施直後は、窓口が混み合う可能性があります。
また、発熱等のある方はお手続きをお控えください。



◆ 該当する場合に手続きが必要なもの

種類	該当者	申請・届出先	提出書類など	手続きの時期	費用
6 会社等の法人の本店、支店の所在地及び代表者等の住所(登記している法人のみ)	法人の代表者	本店の所在地を管轄する法務局(郵送でも可) 所在地が和泉市の場合は大阪法務局堺支局 堺市堺区南瓦町2-29 TEL 072-221-2756	・住居表示通知書 (会社の所在地と代表者の住所を同時に手続きする場合は、それぞれの通知書が必要) ・変更登記申請書*(会社の実印で押印)	期限なし	無料
7 土地・建物など不動産の所有者・抵当権者等の住所	不動産を所有している人、 抵当権又は地上権などをお持ちの人	不動産の所在地を管轄する法務局(郵送でも可) 和泉市の不動産は大阪法務局岸和田支局 岸和田市上野町東24-10 TEL 072-438-6501	・住居表示通知書 ・変更登記申請書*(認印で押印)		
8 身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	お持ちの人	市役所 障がい福祉課 TEL 0725-99-8133	各種手帳・認印		
9 食品営業(飲食店等)の営業許可証等	お持ちの人	営業所の所在地を管轄する保健所 和泉市内の営業所は大阪府和泉保健所 TEL 0725-41-1382	・住居表示通知書 ・営業許可証 ・印鑑(認印)	更新時に手続き	
10 その他の免許証、許可証、認可証等	お持ちの人	交付を受けた窓口	・住居表示通知書 ・印鑑(認印)など	交付窓口へお問い合わせください	
11 その他の郵便物の送付を受ける相手先	ある場合	相手先	「新住所お知らせ用はがき」を使用 または相手先にお問い合わせ	おおむね2年以内に 注1)	無料

※変更登記申請書

変更登記申請書は法務局窓口や、法務局のホームページからダウンロードすることで入手できます。ダウンロードなどが難しい場合は、市から用紙を郵送することもできますので、ご希望の場合はお電話でご依頼ください。

連絡先
市役所 都市政策室
TEL 0725-99-8140

注1) 「おおむね2年以内に」の記載は、住居表示実施から2年を経過すると、旧住所で宛先を記載された郵便物の配達令和元年12月に配布しましたパンフレットでは、「おおむね3年以内に」と記載していましたが、郵便事業者と協議の結果注2) 「本籍変更の通知書」は、令和3年2月22日以降に戸籍単位で郵送します。通知書に氏名の記載がない人は、本籍の注3) マイナンバー通知カード(紙の通知カード)は、令和2年5月に廃止されましたので、手続きは必要ありません。マイ各種手続きでマイナンバー通知カードを使用する際は、住居表示通知書を添付することで使用可能か、手続き先に確認

終了することを受けたものです。2年となりましたので、ご理解をお願いします。表示に変更はありません。ナンバー通知カードに記載されている住所が変更になった場合、原則マイナンバーを証明する書類としては使用できませんので、してください。

郵便局からのお願い

～親戚・知人・取引先…に新住所を～

旧住所で送られた郵便物の配達、住居表示実施後、2年間で終了します。同封の無料はがき（1世帯 50 枚）または、年賀状等で親戚や知人・取引先等に新しい住所をお知らせください。

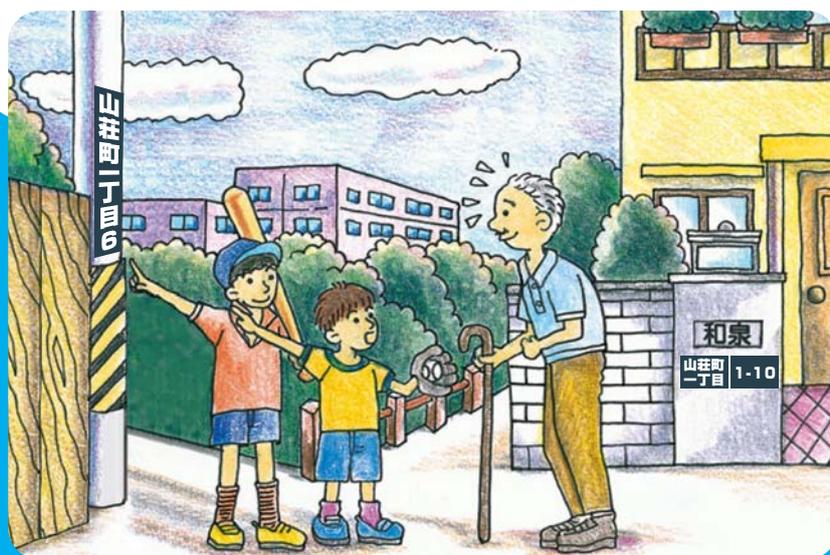
山荘町一丁目～三丁目の郵便番号は、594-0021 です。

山荘町にお住まいの方は、郵便番号の変更はありません。

お問い合わせ先 和泉郵便局 TEL 56-3500

表示板を取り付けましょう

各街区の電柱には市が**街区表示板**を取り付けます。また各家庭や事業所には**町名表示板**と**住居番号表示板**を配布しています。これらの表示板は来訪者の目印になりますので、必ず門柱やポスト付近など、見やすいところに取り付けてください。



お問い合わせ先

和泉市都市デザイン部都市政策室 TEL 0725-99-8140(直通)

このパンフレットは企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。
(1,100部作成、作成費用／1部あたり167円)